

日上市公共下水道における汚水の排水基準一覧

規制区分		汚水の排水基準		除害施設の設置に係る汚水の水質基準 (水質基準に適合しない汚水を排除する場合)					
対象事業場		特定事業場		特定事業場・非特定事業場					
処理区分		中央処理区	流開処理区	中央処理区	流開処理区	中央処理区	流開処理区		
生活環境項目等	終末処理場で処理可能な項目・物質	根拠法令・条例		日上市下水道条例第5条の3の基準 ※〔下水道法第12条の11第1項第2号〕 〔下水道法施行令第9条の11第1項〕		日上市下水道条例第5条の2の基準 ※〔下水道法第12条〕 〔下水道法施行令第9条〕			
		1	温度(℃)			45未満	45未満	45未満	45未満
		2	水素イオン濃度	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
		3	生物化学的酸素要求量	600未満	600未満	600未満	600未満		
		4	浮遊物質量	600未満	600未満	600未満	600未満		
		5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量						
		6	鉱油類含有量	5以下	5以下	5以下	5以下*3	5以下	5以下
		7	動植物油脂類含有量	30以下	30以下	10以下*1	30以下*3	30以下	30以下
		8	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満	380未満		
	9	よう素消費量					220未満	220未満	
	根拠法令・条例		下水道法第12条の2第1項 下水道法施行令第9条の4の基準 直罰対象:排水量50m ³ /日以上		日上市下水道条例第5条の3の基準 ※〔下水道法第12条の11第1項第1号〕 〔下水道法施行令第9条の10〕 〔下水道法施行令第9条の4の基準〕				
	9	フェノール類	1以下(5以下)*1	1以下(5以下)*1	1以下*1	1以下*1			
	10	銅	3以下	3以下	3以下	3以下			
	11	亜鉛	2以下	2以下	2以下	2以下			
12	溶解性鉄	10以下	10以下	10以下	10以下				
13	溶解性マンガン	1以下(10以下)*1	1以下(10以下)*1	1以下*1	1以下*1				
14	総クロム	1以下(2以下)*1	1以下(2以下)*1	1以下*1	1以下*1				
健康項目 (有害物質)	終末処理場で処理困難な物質	根拠法令・条例		下水道法第12条の2第1項 下水道法施行令第9条の4の基準 直罰対象:排水量にかかわらず		日上市下水道条例第5条の3の基準 ※〔下水道法第12条の11第1項第1号〕 〔下水道法施行令第9条の10第1号(流開処理区)〕 〔下水道法施行令第9条の10第3号(中央処理区)〕 〔下水道法施行令第9条の4の基準〕			
		1	カドミウム	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下		
		2	シアン	1以下	1以下	1以下	1以下		
		3	有機リン	1以下	1以下	1以下	1以下		
		4	鉛	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
		5	六価クロム	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下		
		6	ひ素	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
		7	水銀	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下		
		8	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと		
		9	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下		
		10	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
		11	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
		12	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下		
		13	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下		
		14	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下		
		15	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下	1以下		
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下		
		17	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下	3以下		
		18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下		
		19	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下		
		20	チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下		
		21	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下		
		22	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下		
		23	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
		24	セレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
		25	ほう素	10以下	230以下	10以下	230以下		
		26	ふっ素	8以下	8以下(15以下)*2	8以下	8以下*2		
		27	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下		
28	ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下	—	10pg/L以下				
規制の目的		放流水の水質保全				下水道施設の保全			

- 【備考】
1. 基準の単位は、温度、水素イオン濃度、ダイオキシン類を除きmg/L
 2. *1は、茨城県条例「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(以下県条例という)の上乗せ基準
【()の基準は排水量30m³/日未満に適用】
 3. *2は、海城排出の一律基準15mg/lに対する県条例の上乗せ基準
【()の基準は排水量30m³/日未満に適用】
 4. *3は、茨城県流域下水道管理要綱第3(別表)に基づく基準
 5. ■網掛け内は直罰対象の基準
 6. ※印は条例設置に係る根拠法令